

財政健全化法施行にあたって市
財政は、「財政再生基準」に該当
しない

政府は昨年6月、国による地方統制の強化と自治体リストラ誘導のネライをもって、今までの「財政再生法」を変えて「財政健全化法」を成立させました。この財政健全化法に照らし合わせて、平成18年度の決算値にもとづき市の財政はどうかの解明をおこないました。(別表参照)

①財政健全化法は、自主的な改善努力による健全化である「早期健全化基準」、国等の関与による再生である「財政再生基準」(今までの財政再建団体にあたる)の2つの基準がある。今までと比べて、早期健全化基準を定めたとが特徴である。

②健全化の判断比率は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの比率がある。

③公営企業の「資金不足比率」を別枠で設定した。

④市の財政状況は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の3項目で、早期健全化基準・財政再生基準に該当しない。

⑤「将来負担比率」と「資金不足比率」が、早期健全化基準に入る。この2つの比率は、財政再生基準を定めていない。

⑥従ってどの指標でも市財政が「財政再生基準」に該当することはありません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について (市の資料より)

- 交野市の平成18年度決算値では、4指標の内、将来負担率が早期健全化基準値を上回る見込み。
- 公営企業会計の早期健全化基準では、下水道事業特別会計の資金不足率が基準値を上回る見込み。

	一般会計 行政運営の基本的な会計	早期健全化基準 自主的な改善努力による健全化 —財政健全化計画の策定—	財政再生基準 国等の関与による再生 総務大臣に協議・同意 —財政再生計画の策定—	交野市 平成18年度 決算値
① 実質赤字比率	特別会計 ☆公共用地先行取得事業特別会計	指標 11.25% ~15%	指標 20%	黒字
② 連結実質赤字比率	公営企業会計 ☆下水道事業特別会計・ 水道事業会計	指標 20%	—	下水道会計特別会計は 20%を上回る見込み (経営健全化計画)
③ 実質公債費比率	特別会計 ☆国民健康保険特別会計・ 介護保険特別会計・老人保険特別	指標 16.25% ~20%	指標 30% 3年間経過措置 5~10%上乘せ	黒字
④ 将来負担比率	一部事務組合 ☆四条畷市交野市清掃施設組合 北河内4市リサイクル施設組合	指標 20%	指標 35%	18.8%
	地方三公社 ☆交野市土地開発公社	指標 350%	—	指標の350%を 上回る見込み (財政健全化計画)

計画は議会の議決、個別外部監査義務付け・20年度決算から適用・19年度決算から公表

「将来負担比率」は長期的に、「資金不足比率」はすぐに改善可能

将来負担比率

一般会計・特別会計・一部事務組合・土地開発公社などの将来負担すべき負債、また、職員が一斉に退職した場合の退職金などが含まれます。「将来負担比率」の詳細な計算方法は、いまだ政府から提示されていません。

将来負担の問題であるので、市民の暮らしを守ることを優先させながら、長期的に改善計画を策定すべきです。

資金不足比率

下水道事業特別会計が、「資金不足比率」の早期健全化基準に該当します。この資金不足比率の計算は、下水道使用料収入と実質収支赤字の比率が大きな影響を与えます。市は、次の6月議会に下水道使用料の値上げ提案を行おうとしています。しかし、市はこの3年間だけでも、一般会計からの下水道事業特別会計への繰入金を当初予定より3億3千万円減らしました。当初の予定通りの繰入金をおこなえば、実質収支赤字が減少し「資金不足比率」に該当しなくなります。

以上のことを、さかの議員は市に指摘し、対応を要求いたしました。質問は、その後財政健全化計画・財政運営のあり方と続きました。

内容は次号でお知らせします。